

Voice...3

2026



top 「脱炭素社会を支える消防の新たな役割」
公益財団法人 川崎市消防防災指導公社 理事長 原田俊一

こだま 「化学工業科における甲種危険物取扱者試験の取り組み」
滋賀県立瀬田工業高等学校

支部の広場
熊本県支部からお届け



春の火災
予防運動



①



②



③



④

表紙によせて 熊本県支部からお届け



通潤橋(上益城郡山都町)／表紙上段

1854年(安政元年)に建造された全長約75m、高さ約21mの石造アーチ水路橋です。四方を谷で隔てられ、水源に乏しい白糸台地を潤すために架けられたもので、現在でも白糸台地へ農業用水(通潤用水)を送る役割を担っています。石橋の中でも最大級のアーチ径を有し、橋の上部にはサイホン形式の通水管を乗せた独創的な構造で、土工技術の粋を集めた近世石橋の傑作として国宝に指定されています。豪快な放水は、観光名物としても知られています。

【写真提供:熊本県文化課】

青井阿蘇神社(人吉市)／表紙下段

806年(大同元年)創建の神社で、阿蘇神社の三神を祀り、領主相良氏の氏神として崇敬されました。現在の社殿は、江戸時代初期の1610~13年(慶長15~18年)にかけて造営されたもので、茅葺屋根の楼門・拝殿・幣殿や本殿など、中世人吉球磨の神社建築と桃山期の華麗な建築様式を取り入れているのが特徴です。本殿・廊・幣殿・拝殿・楼門は、国宝に指定されています。現在でも、人吉球磨地域の信仰の中心として、多くの参拝者が訪れています。

【写真提供:熊本県文化課】

①御輿来海岸(宇土市)

有明海に面した宇土半島北岸において、干潮時に現れる三日月状の砂紋です。砂紋は、有明海の地形的要因や宇土半島の北から打ち寄せる緩やかな波に砂粒が動かされることによって形成されます。干潮時には砂が盛り上がった部分と海水がたまった部分が幅20mほどの間隔で三日月状に連続する国内でも希少な自然景観となっており、県指定名勝に指定されています。1~4月は、夕陽に照らされた絶景が見られ、毎年、多くのカメラマンを魅了しています。

【写真提供:熊本県文化課】

②熊本城(熊本市)

日本三名城の一つで、加藤清正によって1601年(慶長6年)から約7年の歳月をかけて築られました。周囲5.3km、総面積98haに及ぶ広大な城郭で、城跡は国の特別史跡に、現存する13棟の建造物は国の重要文化財に指定されています。熊本地震で大きな被害を受けて現在復旧中ですが、特別見学通路が設置されるなど復旧の様子を見ることが出来ます。熊本のシンボルとして県民に愛されており、写真のような夜間イベントが開催されるなど活用されています。

【写真提供:熊本県文化課】

③生善院観音堂(球磨郡水上村)

人吉藩で起きた化け猫騒動にちなみ、その怨霊を祀るために1625年(寛永2年)に創建されました。「猫寺」として知られており、狛犬ならぬ「狛猫」が参拝客を迎えてくれます。生善院観音堂は、茅葺屋根の三間堂で、内部に厨子を安置しています。厨子や須弥壇をはじめ、内外ともすべて漆仕上げで、彫刻などに極彩色や金箔を施した豪華な造りが特徴です。保存状態もよく、この地方の近世前期の仏堂を代表するものとして価値が高く、国の重要文化財に指定されています。

【写真提供:熊本県文化課】

④扇の棚田(阿蘇郡産山村)

標高820mの阿蘇外輪の原野に、扇状に広がる地形を活かして作られた棚田で、日本の棚田百選や国の重要な文化的景観にも選定されています。16枚の棚田と3本の杉からなる景観は見事で、晴れた日には日本百名山の阿蘇山、九重山、祖母山を一望できます。特に、田植えシーズンの水を張った田んぼに写り込む景色は、放牧された牛、朝日、星など、時間帯によってさまざまに変化し、その絶景は多くの人々を魅了しています。

【写真提供:熊本県文化課】

002

top

脱炭素社会を支える消防の新たな役割
公益財団法人 川崎市消防防災指導公社 理事長
原田 俊一

004

こだま

化学工業科における甲種危険物取扱者試験の取り組み
滋賀県立瀬田工業高等学校
実習教諭 松村 政幸

006

合格体験記

北海道北見工業高等学校
電子機械科 3年
佐藤 輝

008

支部の広場

熊本県支部からお届け

010

チャレンジ!乙種危険物取扱者

(第9回)保安距離に関する練習問題と解説

011

topic

お知らせ
消防法における「危険物」とその性状等について

014

業務報告

12・1月の試験実施結果・免状作成状況

016

危険物取扱者試験・消防設備士試験日程

3

Voice...

消防試験研究センターだより

2026 March vol.414



を活用した遠隔監視など)の整備といった、デジタル技術を駆使した防災体制の構築が急務となっています。

水素エネルギーの活用に加えて、脱炭素化のもう一つの柱である資源循環型社会の構築においても、廃棄物を高度に分別・再資源化する国内有数のリサイクル拠点であるプラスチックリサイクル施設が環境負荷低減に大きく寄与しています。本施設は、2025年4月に本格稼働した国内最大級となる1日200トンの使用済みプラスチック(一般廃棄物及び産業廃棄物)を処理する能力を備えており、選別から再商品化まで一貫した処理を行います。自治体や事業者が回収した選別されていない使用済みプラスチックをそのまま受け入れることが可能で、従来は選別が困難なため焼却処理されていた使用済みプラスチックの再資源化を推進するものです。こうした施設においても、消防は重要な役割を担います。無分別のプラごみには、リチウムイオン電池や可燃物の混入による発火、大量保管による延焼拡大など特有のリスクが存在します。近年、全国のリサイクル施設で発生した火災事例は、こうしたリスクが現実のものであることを示しています。これらのリスクに対応するため、赤外線カメラや温度センサーによる早期検知システム等の整備を進めるとともに、これらの施設が火災により稼働停止することは、地域や社会に大きな影響を与えることから、施設特性を踏まえた消火戦術の研究と訓練により被害の一層の軽減を図ることが求められます。

さらに、脱炭素燃料の多様化に伴い、ガソリンへのバイオエタノールの導入拡大が新たな課題となっています。バイオエタノールは、再生可能資源由来の燃料として輸送部門や産業分野でのCO₂削減に寄与することが期待されますが、引火性液体であるため、従来の危険物規制に基づく厳格な管理が求められます。大量貯蔵や輸送時における漏えいと爆発のリスク、混合燃料の性状変化への対応、泡消火薬剤の適切な使用など、消防は新たな安全対策を講じる必要があります。

こうした背景を踏まえ、総務省消防庁ではGX(グリーン・トランスフォーメーション)に対応した新技術の普及に伴い、危険物規制の在り方について包括的な検討を進めています。具体的には、「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を設置し、現行法令の見直し、危険物規制に係る手続きの合理化、バイオエタノール導入拡大に伴う規制の在り方などに

ついて議論を深めています。

水素社会の実現に向けては、水素の製造・輸送・貯蔵・利用に関する安全確保が喫緊の課題であり、特に有機ハイドライド(メチルシクロヘキサン(MCH)など)を利用した水素輸送技術は、消防法で定める危険物(第4類引火性液体)に該当するため、その安全管理や規制の在り方が重要な論点となり一定の安全性評価が進んでいます。

私は、カーボンニュートラル社会を目指す上で危険物の需要は減少することが予想されることから、その社会的ポジションが低下するようになってきましたが、危険物の果たす役割は新たな場面を迎えることとなりそうですので、今後も危険物取扱者の役割や重要性は変わることはないでしょう。さらに、管轄内に危険物や高圧ガスを扱う施設を有する消防本部では、専門知識を備えた人材の確保が不可欠ですので、従来の危険物教育に加え、水素やバイオエタノール特有のリスクに対応する専門研修の導入が求められています。また、安全対策については、官民は元より、高危混在施設が多いコンビナート地域では、事業者間でも連携した情報交換や実務研修を充実させ、現場対応力の底上げを図る必要があります。人材育成は、安全文化の醸成と密接に関わっており、事故事例の共有やリスクコミュニケーションの強化を通じて、現場で働く一人ひとりが安全意識を高めることが重要で、これからも技術革新により、様々な変化が急激に起こる中、柔軟な対応力と変わらぬ危機管理能力が求められるものと思います。

このような状況を受けて、消防行政は、法令と技術基準の更新、産学官連携の強化、IoTやAIを活用したデジタル防災の推進などの政策を積極的に進めるとともに、国際的な安全基準との整合性を確保し、海外の先進事例を踏まえた防災モデルの構築についても検討されています。川崎市の脱炭素化への挑戦は、日本の産業構造転換を象徴するものであり、社会の安全の一翼を担う消防にとって新たな使命を意味するものです。GX時代における新エネルギーと資源循環の安全確保は、技術革新、制度改革、人材育成の三位一体で進める必要があります。消防の保安関係業務に携わる方には、この歴史的転換期において、安全を支える中核として積極的に貢献していただくことを大いに期待するとともに、日本の安全な水素社会が実現することを願ってやみません。



校舎：正面側近影(写真は昨年度 春)

滋賀県立瀬田工業高等学校

化学工業科における 甲種危険物取扱者試験の取り組み

松村 政幸(まつむら まさゆき)
滋賀県立瀬田工業高等学校
化学工業科 実習教諭

1 はじめに

滋賀県は日本のほぼ中心に位置し、東海道、中山道、北陸道など古来より交通の要衝です。周りを比叡、比良、鈴鹿、伊吹など山々に囲まれ、自然豊かな環境は昔から戦乱の中心にあり、日本史上の関わりが極めて高い土地柄です。そのため滋賀県は自然、歴史、文化的資源が豊富に存在します。

滋賀県の中心にある琵琶湖はその面積の1/6を占め、近畿一円の水がめとして、生活用水から農業用水、工場用水など京阪神地域の経済を支える重要な湖です。本校の所在地である大津市は、滋賀県の県庁所在地であり、7世紀には天智天皇が近江大津宮に遷都するなど1350年以上の歴史を有する街です。

2 ものづくり県に生まれた瀬田工業高等学校

滋賀県は、県内総生産に占める製造業の割合が44.4% (令和3年度県民経済計算：内閣府)と全国一です(全国平均は20.9%)。つまり、日本有数の「ものづくり県」だということが分かります。その理由は①豊富な水資源(琵琶湖)、②交通の要衝(昔の関東と都を繋ぐ重要な場所に位置していることや現代では高速道路網の発達)、③自然災害が少ない(地震、津波、台風、大雨、豪雪)、などにより第2次産業＝製造業が大きく発展した内陸工業県です。そのような中、昭和14年に瀬田工業高校が産声を上げます。その後約80年以上、滋賀県の製造業を牽引する生徒を輩出していきます。本校は現在、機械科3クラス、電気科3クラス、化学工業科1クラスの1学年3学科7クラス定員280名で配置され、「質実剛健」の校訓のもと、生徒が切磋琢磨しながら学んでいます。

3 化学工業科について

本校化学工業科は、県内における合成繊維に代表される化学工業の発展にともない、それに従事する技術者の養成を目的として昭和33年に設置され、創設67年の歴史ある学科となっています。近年、環境への意識の高まりを受け、化学を基礎とした教育課程に環境教育を取り入れながら、

ものづくりに対する環境への配慮を踏まえた環境教育の活動計画を作成し、実践しています。

4 化学工業科と危険物取扱者

化学工業科で取得できる知識やスキルは、危険物取扱者の資格に直結するため、危険物を取り扱う企業で即戦力となれると考えます。そのため、1年次から専門座学や工業技術基礎のなかで、化学や性質・消火などの内容を取り入れ、資格取得にチャレンジできる枠組みを醸成しています

5 甲種危険物取扱者試験 最近の傾向

甲種危険物取扱者試験の最近の傾向として、「物理学と化学」の出題が難解になっていることが挙げられます。生徒たちはここで躓くことが多く、特に低学年は物理と化学の基礎が定着していないまま受験しているため、難度が高くなっていると考えられます。さらに、最近は暗算が容易ではない計算問題が出題され、そこに時間を割かれる傾向があります。公式を覚え、変数にあてはめ、計算する、という手間に投げ出したくもなるが、「物理学と化学」は10問しかないため、1問も無駄にできません。

そして一番の難関は出題範囲が広範囲にわたるところです。「危険物に関する法令」や「危険物の性質・火災予防・消火の方法」は過去問にじっくり腰を据えて取り組みやすいが、「物理学と化学」は新しい問題が次々と出題されるため、ここにどれだけ時間を割いて勉強したかが、合格への近道になると思います。

6 甲種危険物取扱者試験への取り組み

(1) 条件の緩和

平成20年(2008年)4月から危険物取扱者試験の受験要件が緩和され、乙種を4種類揃えれば甲種の受験資格が得られるようになりました。この改正は当時、ガソリンスタンドでアルバイトをしている高校生に甲種受験の機会を与えたことにより、目的を持った資格意欲、モチベーションの向



上が期待できるとして歓迎されました。しかし、本来の甲種が「大学において化学に関する学科等を修めて卒業した者」とあるため、大変ハードルが高く難しいと捉えられ、受験者は3年ほど皆無でした。

しかし、条件緩和4年目に、滋賀県内の高校生として初めて甲種危険物取扱者を3人輩出することとなりました。この背景には、本校化学工業科教員の甲種受験があります。試験の傾向や難易度から、決して高校生が受験しても無理ではないことが分かったからです。

(2) 県内高校生初の甲種危険物取扱者合格

平成24年(2012年)8月に行われた試験を受験し、見事に3人の生徒が甲種危険物取扱者試験に合格しました。当時は滋賀県内初の高校生合格者ということもあり、大きく新聞にも掲載されました(※1 当時の新聞記事参照)。ここから後輩がそのうわさを聞きつけ、毎年受験をするようになり、平成28年(2016年)には当時県内最年少の高校1年生(15歳)で甲種危険物取扱者に合格することもありました。



平成24年9月23日読売新聞より※1



平成28年10月25日京都新聞より※1

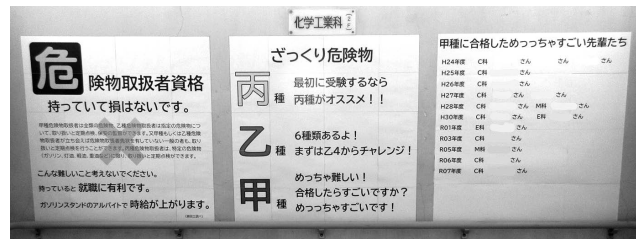
(3) 甲種危険物取扱者試験 教員の指導

前述したとおり、高校生で甲種危険物取扱者試験に合格しようとする、「物理学と化学」をいかに攻略するかがカギになるといえます。そのため、頻出される傾向のある計算問題ばかりのプリントや落とす穴問題をピックアップし、それらを集中的に取り組みせています。プリント作成は容易ではなく大変な作業ですが、合格者を増やすために教員も汗を流し続ける覚悟が必要です。

(4) 甲種危険物取扱者試験合格者を増やせば、その後に見えるもの

全国的に、全日制高校の生徒に占める工業系学科の生徒の割合は減少傾向が続いており、滋賀県も例外ではなく、本校化学工業科は、6年連続定員割れ(令和7年度入学生は32名)となっています。まさに存続の危機で、この甲種危険物取扱者試験を、工業高校入学者を増やす起爆剤のひとつにできないかと考え、資格への取り組みを中学生やその保護者に発信し続けています。中学生に分かりやすい言葉で危険物取扱者試験を説明した掲示物や甲種に合格した過去の現役生徒名を掲げるなどして、オープンキャンパスなどで危険物取扱者試験の情報を「見える化」(※2 実習棟、階段踊り場写真)しています。

今後は合格者を増やし、中学生に選ばれる魅力ある学科となるべく、様々な情報発信に努めていき、入学者を増加できるように努力を続けていきたいと考えています。



本校 実習棟 1階~2階踊り場 写真※2

(5) 甲種危険物取扱者試験に合格する生徒の特徴

甲種危険物取扱者試験に合格する生徒は、本校の場合、決して勉強ができる生徒とは限りません。むしろ定員を割っていますので、中学校時代不登校であったり、一般教科が苦手な普通科高校を断念した生徒なども一生懸命取り組み、見事合格を果たしています。

危険物取扱者試験の取り組みやすいところは4択(丙種)もしくは5択(乙種・甲種)で解答できることや、記述式の解答がない所だと思います。また、合格基準が各科目で60%以上となっているため目標設定がしやすく、実技試験がない部分も馴染みやすい大きなポイントだと感じています。そのため、挫折を味わった生徒がほんの少しの興味・関心で資格を取得できたときの喜びは、何物にも代えられない大きな達成感を得るようです。次の成功体験を積み重ねたいと、徐々に自信を回復し、さらに目標を設定し合格を目指して努力ができる人間に変化していってくれます。

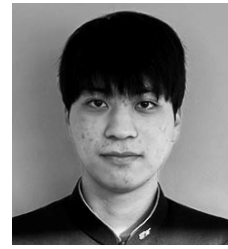
7 最後に

資格を取得することは努力の証明となり、合格を目指す経験は自己肯定感を高めます。危険物取扱者試験は本校化学工業科の基幹資格としてこれからもあり続け、進学や就職活動において競争力を上げるために非常に有効な手段だと感じています。将来まで消えることなく残り続ける資格にチャレンジし、企業で即戦力になってくれることを夢見て、これからも我々教員は生徒たちを応援していきたいと考えています。



校舎:新幹線側より撮影

合格 記



佐藤 輝 さとう ひかる
北海道北見工業高等学校
電子機械科 3年

甲種危険物取扱者試験への挑戦

1 危険物取扱者試験受験のきっかけ

私は資格を取るために工業高校に入学したので、最初から危険物取扱者という資格を取ろうと決めていました。そして、1年生のころに電子機械科の先生から、乙種4類危険物取扱者の試験について説明を聞きました。そこで、乙種危険物取扱者には1~6類までであるということを知り、すべて取得するためにまずは乙種4類危険物取扱者を受験しました。

2 乙種第4類取得

学校で講習会を開いてくれたので、まずはそこでテキストの内容を勉強しました。法令、物理化学、性質消火の三つの科目を学び、重要なところにマーカーを引いたり、一区切りごとに練習問題を解いたりしました。テキストの内容が終わったら模擬問題をできるだけ多く解いていました。講習は放課後に1時間ほどあり、私は講習をなるべく休まずに毎日コツコツと取り組んでいました。私はテキストを読むことよりも問題を解くことを重視しました。ちょっとした空き時間にスマホアプリなどを使って勉強したり、家で過去問を解き、答えを確認することで理解を深めたりしました。

勉強の中で苦労したことは、危険物の名称や指定数量、引火点などの性状を覚えることです。覚えることが多く、練習問題を解いていると性状がこんがらがったりしてわからなくなることがありましたので、それぞれの危険物と共通しているところや、異なるところを意識して学びました。

試験前日はひたすら過去問を解いて、合格点を取るようにしました。ですが、試験本番でいつものように実力を発揮できるかが不安でした。試験会場までの移動中も過去問を解き、会場に到着してからもテキストを読んで内容を詰め込みました。それから試験が始まり、問題を解き始めました。試験時間にはかなり余裕があったので一問一問しっかり文章を読んで解いていき

ました。難しい問題や、解答が合っているか怪しい問題には印をつけて後回しにし、一通り解き終わった後は念入りに見直しをしました。

数日後にインターネットで結果を確認してみると、合格していました。その後、結果通知書が届いたので再度合格していることを確認しました。通知書にある正答率を見ると法令が60%だったのでギリギリ合格でした。試験では全くわからない問題がいくつかあったので、出題されやすい問題は確実に解けるようにし、出題されにくい問題も何回か解いてみると良いと思いました。

3 乙種全類取得

乙種第4類に合格した私は次に全類取得に取り組みました。乙種を持っていれば一度に3種類まで受験することができるので、私はとりあえず一回目に乙種の1類・2類、二回目に乙種の3類・5類・6類を受けることにしました。さらに乙種を持っていれば性質消火のみの受験となるので、乙種4類の試験よりは簡単でしたが、二回目のときに3類と5類で覚えることが多かったので、6類を落としてしまいました。ですが、もう一度受けて

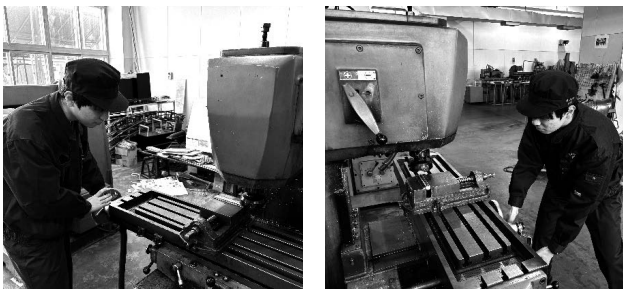


マシニングセンタ
実習風景



旋盤実習風景

6類を取得することができました。科目が性質消火のみなので主に参考書を読み勉強しました。試験については試験時間が1つの類ごとに35分でしたが、範囲が性質消火の十問のみだったので時間には余裕がありました。出題されると思っていないようなところが出題されてわからないところもあったので、頻繁に出る問題を確実に覚えて、解けるようにしたほうがよいと思いました。



フライス盤実習風景

4 甲種取得

危険物取扱者の乙種を全類取得した後、甲種は難しくて一回で受かることができないのではないかと思います、早めに勉強に取り掛かりました。次の試験日はしばらく後なので、時間はありましたが、部活動などがあってあまり勉強に使える時間は多くなかったです。

甲種の勉強については参考書を買って勉強しました。他にもアプリやインターネットを利用して過去問を解きました。甲種は法令が変わらず、物理化学は範囲が広くなり、性質消火は問題数が増えて範囲が広がります。この中でも難しいと思ったのが物理化学です。参考書の解説を見ても大半が初めて見るような公式や名前だったので、理解するのに時間がかかりました。初めての試験では、やはり物理化学の問題が難しかったです。予想していなかった問題が出題されて、答えに自信が持てない問題もいくつかありました。6割合ってれば合格で4問までなら落としてもよいのですが、あまり良い手応えではなかったので不合格かもしれないと思いました。その後、家にハガキが届いて確認すると、不合格でした。3つの教科でそれぞれ一問ずつ足りませんでした。あと少しで受かりそうだったので、次の試験の申込みをしました。二度目は、前回の反省を活かして苦手なところを克服しました。試験の手応えはまあまあできたと思ったのですが、ハガキを確認すると、法令だけ一問足りませんでした。次で受かると思ったので、三度

目の正直で受験しました。その時期は履歴書を書いたり、色々と忙しかったので不安だったのですが、数日後に家に帰宅すると結果通知書が届いており、中を見ると合格の文字がありました。



CAD実習風景



エンジン実習風景

5 甲種危険物取扱者を取得してみて

甲種危険物取扱者を取得して思ったことは、うまくいなくても継続的に努力するべきということです。たとえうまくいなくても諦めないでとりえずやってみる。難しいところや苦手なところはできるようになるまで繰り返す。そういうことが大事だと思います。

ですが資格試験には多くのお金がかかります。私の場合は3回分の試験手数料、参考書代だけで7万円から8万円ほどかかっていました。2回受験に失敗した分、余計にお金がかかってしまいましたが、これほどの金額を自分に使ってもらったので、親にはとても感謝しています。



生徒ホール



支部の広場

熊本県支部からお届け

1. はじめに(熊本県の概要)

熊本県は九州本島の中央部に位置し、東部の阿蘇地方にカルデラで有名な阿蘇山や九州山地の山々が聳え、西部は熊本平野が有明海に、八代平野及び芦北地方のリアス式海岸が八代海に面し、その間に宇土半島が突き出し天草諸島に続いています。

世界有数のカルデラを誇る阿蘇があることから、「火の国」とも呼ばれ、美しい山々や草原などの雄大な景観は見る者を圧倒します。

また、阿蘇の噴火によって形成された地層を通った地下水が県内各地で湧出するなど、水資源に恵まれた「水の国」としても知られています。県都熊本市の人口は70万人を超えていますが、その水道水はすべて地下水で賄われており、世界でも稀有な都市となっています。

2. 支部の状況

当支部は熊本市中心部まで約1kmの熊本県教育会館の4階にあり、熊本のシンボルである熊本城の本丸までも徒歩30分程度で行くことができます。また、同じ建物には熊本県消防設備協会も入居しており、各種情報交換、連絡調整を行っています。

近くには熊本大学医学部や女子大学、高校等があり、多くの学生さんや生徒さん、子どもたちが行きかう文教地区としての様相を呈しています。

街中に近いという利便性の高さからか、最近ではマンション建設が相次いでいますが、市内中心部にしては静かな執務環境です。

職員は、支部長と職員2名の3名体制で運営しています。

3. 試験業務の概要

【危険物取扱者試験】

一般試験は、毎年6月、11月、2月の年3回実施しています。特定試験は刑務所、少年院、高校等で実施しており、令和6年度は、刑務所、消防本部、消防学校で各1回、少年院で2回、高校で14回の計19回実施しました。

受験申請者数の令和2年度から令和6年度までの推移については、表1のとおりです。令和4年度に6千人前半まで大きく減少。令和5年度は微減に止まりましたが、令和6年度には6千人を割り込みました。

当支部における受験申請者数減少の主な要因は、他支部と同様に少子化等の影響による高校生の受験申請者数の減少によるものとなっています。

また、本県の危険物取扱者試験の合格率は表2のとおり全国平均を下回っており、なかなか上向かない状況が続いています。高校生の合格率は県全体の合格率に比べてさらに低い数字となっており、合格率の低迷が高校生の受験意欲や担当教師の指導意欲低下の一因となっているものと思われます。

このため、県内の工業高校・農業高校などの専門高校の教師を対象に担当者会議を開催し、生徒たちの受験対策に関する講演会や、各学校から提出いただいた質問へ回答を行うなど、指導者側である教師の意欲喚起と不安解消に取り組んでいます。しかしながら、研修講師の確保など課題も多く、対応に苦慮しているのが現状です。

抜本的な対策を見いだすには至っていませんが、今後もこのような会議を継続的に実施するとともに、高校の個別訪問などを通して、学校、特に担当教師への働きかけを積極的に行い、受験者確保に努めていきたいと考えています。

表1 危険物取扱者試験受験申請者数の推移 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
甲種	384	475	377	389	295
乙種	5,742	5,844	5,221	4,993	4,622
うち乙種第4類	4,822	4,860	4,422	4,350	3,951
丙種	863	772	796	820	594
合計	6,989	7,091	6,394	6,202	5,511
うち高校生	3,640	3,300	2,794	2,668	2,113
比率(%)	52.1	46.5	43.7	43.0	38.3
うち電子申請	2,717	2,777	2,791	2,896	3,058
比率(%)	38.9	39.2	43.7	46.7	55.5

表2 危険物取扱者試験合格率

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	45.5	43.6	39.7	38.9	38.6
熊本県	37.3	35.6	29.6	30.5	30.0
うち高校生	34.4	31.7	25.6	25.0	27.0

【消防設備士試験】

令和2年度から令和6年度までの消防設備士試験の受験申請者数の推移は、表3のとおりです。消防設備士試験の一般試験は9月に2回と3月に1回実施しており、受験申

請者数は年間1,700人程度で推移しています。

なお、3月に設備士試験を実施している支部が比較的小さいことから、3月の一般試験では他県からの受験申請者が多くなっています。

表3 消防設備士試験受験申請者数の推移 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
甲特	23	18	24	19	17
甲種(甲特除く)	719	847	841	848	926
乙種	687	848	831	827	837
合計	1,429	1,713	1,696	1,694	1,780
うち電子申請	300	550	690	710	1,201
比率(%)	21.0	32.1	40.7	41.9	67.5

【試験監督員の概要】

年3回実施している危険物取扱者試験の一般試験のうち2回については試験会場を4箇所(熊本市、八代市、天草市、玉名市)設けており、熊本市以外の会場の試験監督員等については、その会場を管轄する消防本部職員にお願いしています。

また、熊本市以外的高校等で実施する特定試験についても、当支部で対応できない場合は管轄消防本部職員にお願いしています。

なお、熊本市で実施する危険物取扱者試験の一般試験、消防設備士試験及び一部特定試験については、県職員、県職員OB及び消防、警察のOB職員等に試験監督員をお願いしていますが、試験監督員の高齢化が進んでいるのが現状です。

当支部では試験監督員が一堂に会する研修会等は実施していませんが、各消防本部の担当課長等に対し当該年度の留意事項等の詳細について説明を行い、各消防本部において試験監督業務に従事する職員に対し随時研修を行ってもらっています。

また、試験実施に当たっては監督要領を事前配布し、試験監督員に自主学習してもらうとともに、試験開始前には各会場責任者から改めて監督要領の留意事項等について詳しく説明、確認を行ってもらっています。

○ 4. 免状業務の概要

令和2年度から令和6年度の免状業務の処理件数は表4のとおりですが、平成26年度から写真書換え未了者に対するお知らせ事業を実施しています。

表4 免状交付件数の推移 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
危険物取扱者	新規	2,356	2,328	1,708	1,706	1,447
	写真	1,451	1,299	1,247	1,215	1,409
	本籍等	12	15	7	12	7
	再交付	241	251	225	215	219
	計	4,060	3,893	3,187	3,148	3,082
消防設備士	新規	346	378	383	392	327
	写真	139	143	130	106	120
	本籍等	3	2	0	0	4
	再交付	12	13	14	12	7
	計	500	536	527	510	458
合計	4,560	4,429	3,714	3,658	3,540	

○ 5. おわりに

平成28年に発生した熊本地震から間もなく10年を迎えますが、皆様のご支援・ご協力のお陰で復旧復興もかなり進んでいます。熊本のシンボルである熊本城も地震で甚大な被害を受けましたが、大天守や小天守は復元され、多くの観光客で賑わっています。しかし、熊本城の完全な復旧にはあと30年近くかかると言われており、まだまだ息の長い取り組みが必要となっています。

最近の明るい話題としては、台湾の半導体企業TSMCをはじめとする関連企業の進出があります。

TSMCの第1工場はすでに稼働しており、第2工場も令和7年10月に着工し、令和9年末までの稼働を目指しています。

元々九州はシリコンアイランドと呼ばれるほど半導体企業が立地・集積していましたが、とりわけ熊本にはその大半が立地していること、また、半導体製造に欠かせない大量の水を供給できる水資源が豊富にあることから進出先として選ばれたと言われています。

その波及効果は県内に止まらず九州全域に及んでおり、九州がシリコンアイランドとして今後益々発展することが期待されています。

また、関連企業には化学薬品等を扱う企業も多く、このような企業の進出に伴い、危険物取扱者や消防設備士の資格を有する人材の需要は増加するものと考えられ、近年続く半導体関連企業の進出は、受験者の増加にもつながるのではないかと期待しています。

チャレンジ!乙種危険物取扱者(第9回)

— 練習問題と解説 —

問題

法令上、学校、病院等の指定された建築物等から、一定の距離(保安距離)を保たなければならない製造所等として、次のうち該当しないものはどれか。

ただし、防火上有効な塀等はないものとし、基準の特例が適用されるものを除く。

- (1) 製造所
- (2) 屋外タンク貯蔵所
- (3) 屋外貯蔵所
- (4) 給油取扱所
- (5) 一般取扱所

解答

正解(4) 選択肢の内容は誤りです。給油取扱所は保安距離の規制はありません。

解説

本問は、「保安距離」について問う問題です。

製造所等のうち製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所は、学校、病院等の指定された建築物等からこれらの製造所等の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に保安距離を保つ必要があります。

保安距離は、指定された建築物等の種類によって異なります。

※ 本解説は、解答についてのポイントを示すのを目的としたものであり、実際の試験問題との関連は一切ありません。また、当センターにおいては本解説を含め問題・解答に関する質問や考え方等についてのお問い合わせはお受けしていません。

危険物取扱者・消防設備士試験のお申し込みは

いつでも、簡単、便利な電子(オンライン)申請をご利用ください!



- ご自宅からパソコン、スマホですぐに申込みできます。
- 受付期間中は24時間申込みができます。
- 受験資格証明書類は、申請画面からアップロードできます。
- 試験手数料は、クレジットカード、スマホ決済(PayPay、メルペイ)、コンビニ決済、ペイジーなどの各種お支払いがご利用になれます。

詳しくは、当センターホームページをご覧ください

検索

危険物取扱者 電子申請

お知らせ**◆試験手数料払込手数料の改定について**

企画研究部

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の受験申請の際、試験手数料(いわゆる受験料)払込に伴う手数料を徴収しています。

本払込手数料について、令和8年4月1日から改定することとなりました。

1 対 象

次のうち、個別申請にかかるもの

- (1) 電子申請に伴う払込
- (2) 書面申請に伴う払込(願書に印刷された2次元コードを経由した決済に限ります)

2 改定内容

改定前: 払込1回当たり 230円

改定後: 払込1回当たり160円

3 改定日時

令和8年4月1日10時00分

手数料改定作業等に伴い、3月31日22時00分から4月1日10時00分まで、当センターホームページ上の電子申請窓口は停止します。

なお、3月31日以前に電子申請窓口での手続きが確定した場合は、決済タイミングにかかわらず、改定前の払込手数料が適用となります。

4 その他

書面申請に伴う試験手数料払込(ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での払込)に係る払込手数料は、ゆうちょ銀行又は郵便局が手数料額を決めて徴収しておりますので、本改定の対象外となります。

◆支部事務所の移転について

総務部

この度、当センターの栃木県支部の事務所について、以下のとおり移転いたしますのでご案内申し上げます。

●栃木県支部

新住所 〒320-0032

栃木県宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館2階

TEL 028-624-1022

FAX 028-624-1658

移転日 令和8年4月30日

郵便番号、TEL及びFAX番号に変更はありません。

皆さまにはご面倒をお掛けいたしますが、なにとぞご理解をいただき、引き続きのご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます

消防法における「危険物」とその性状等について

消防庁予防課危険物保安室

1 はじめに

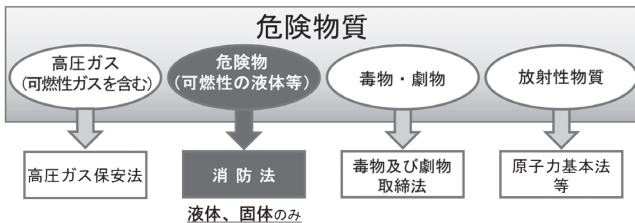
世の中には、様々な危険性を有する物質が存在しますが、それら全てが消防法令上の「危険物」として取り扱われるわけではありません。今回は消防法で規制される「危険物」について、その定義、性質について解説するとともに消防庁にて開催している「火災の危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の概要について御説明します。

2 消防法における危険物について

(1) 消防法における危険物の概念

消防法(昭和23年法律第186号)における危険物の概念は、一般に呼称されている概念と異なり、消防法上独自の見地からなされています。すなわち消防法における「危険物」の概念は一義的に火災危険性に着目したものであり、毒劇物や放射性物質など一般に危険と考えられている物品の全てを包含する概念ではありません。また、消防法における「危険物」は固体又は液体であり、プロパンガスや水素ガスなどの気体は「危険物」に該当しません。一般的な危険物質の主な法令体系は図1のとおりです。

図1 危険物質の法令体系



(2) 危険物の定義

消防法における危険物の定義は、消防法第2条第7項において「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「消防法別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)第1条において規定されている物品名をいい「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、「政令に定める危険性を判断するための試験」(以下「危険物判定試験」という。)において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて第1類から第6類までの6つのグループに区分されており、性質及び特徴は表1のとおりになります。

表1 危険物の区分

類別	性質	特徴
第1類	酸化性固体	酸化力の強い固体又は衝撃に対する感受性の高い固体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの
第2類	可燃性固体	比較的低温で着火しやすい固体の可燃物
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気中で発火するおそれのある固体又は液体、水と接触して発火するもの又は水と接触し可燃性ガスを発生する固体又は液体
第4類	引火性液体	引火性の液体
第5類	自己反応性物質	加熱等により爆発する危険性を有する固体又は液体
第6類	酸化性液体	酸化力の強い液体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの

(3) 危険物判定試験について

危険物であるかどうかは、消防法別表第一の品名欄にあるもので危険物判定試験の結果、一定の性状を示したものが危険物になります。(図2参照) また、各類型ごとに危険物判定試験の方法が定められています。(表2参照)

ただし、すでに危険物となるための性状の有無が明白なものについては行う必要はありません。(表3参照)

図2 危険物判定のフロー

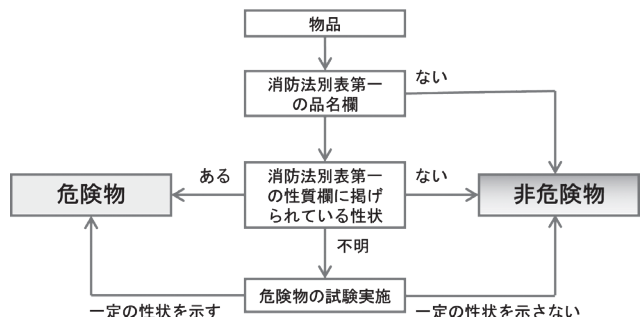


表2 危険物判定試験の種類

種別	試験方法	対象	測定される危険物
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)	
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する感受性
第2類	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)	
	小ガス炎着火試験	固体	火災による着火の危険性
第3類	引火点測定試験	固体	引火の危険性
	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性
第4類	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性
	引火点測定試験	液体	引火の危険性
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性

※以下の政令等を参照
 ・政令第1条の3から第1条の8まで
 ・政令別表第3の備考
 ・危険物の試験及び性状に関する省令(平成元年自治省令第1号)

また、判定試験において複数の危険性を示す物質は、どちらか一方の危険物に整理されます。(表4参照)

写真 危険物判定試験の様子

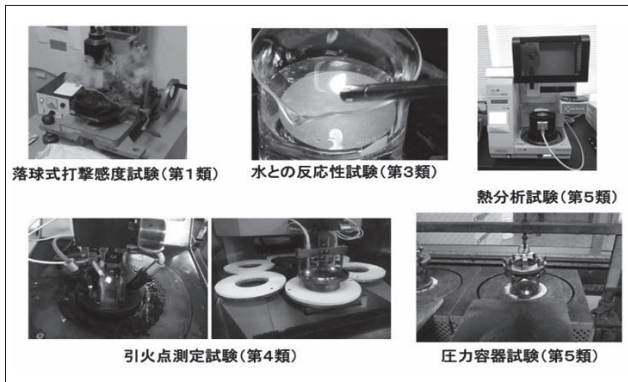


表3 危険物判定試験によらず性状を有しているとみなすもの(参照:消防法別表第一)

第2類 (可燃性固体)	硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	カリウム、ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム、黄リン
第4類 (引火性液体)	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトン ガソリン、灯油、軽油、重油 クレオソート油、ギヤー油、シリンダー油

表4 複数の性状を有する物品の属する品名
(参照:危険物の規制に関する規則 第1条の4)

- 1類と2類の両方の性状を有する場合→ 2類
- 1類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類
- 2類と3類の両方の性状を有する場合→ 3類
- 3類と4類の両方の性状を有する場合→ 3類
- 4類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

このような物質の場合、どちらか一方の類別と整理されることから、もう一方の類別の性質を有することに留意する必要があります。

3 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会について

(1) 検討会の目的

近年の科学技術の激進な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うため、過去の事故事例、生産量等の調査から該当する物質を早期に把握して危険性の評価検討を行い、危険物保安に資することを目的として平成21年度から毎年検討会を開催しています。

(2) 調査検討事項

ア 火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更に関する事

「危険物に該当しない物質のうち、消防法別表第一の性質欄に掲げる性状を有するおそれのある物質」又は「危険物に

該当する物質のうち、他の類の性状を示すおそれのある物質」(以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。)を調査し、危険物への追加又は危険物の類別の変更を行うか否かについて調査検討を行います。

イ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の消防活動阻害物質への追加及び除外に関する事

毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物に新たに指定され、又は除外された物質について「消防法第9条の3第1項に定める火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」(以下「消防活動阻害物質」という。)に該当するか否か、又は除外を行うか否かについて調査検討を行います。

※消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定されています。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表5のとおりです。

表5 消防活動阻害物質と数量(参照:政令第1条の10)

消防阻害物質	数量
圧縮アセチレンガス	40キログラム
無水硫酸	200キログラム
液化石油ガス	300キログラム
生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。)	500キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上欄に掲げる物質	30キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物のうち別表第2の上欄に掲げる物質	200キログラム

(3) 令和6年度検討会結果について

調査検討の結果、消防阻害性物質について、以下の1物質を指定することが適当とされました。

○4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤(ただし、4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。)

表6 新規指定物質概要

物質名	構造式
4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤(ただし、4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。)	

令和6年度の検討結果等は下記のホームページを御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-156.html

4 おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、令和7年度の検討会の結果については、令和8年3月中旬に公表予定です。今年度の検討会の動向について、下記のホームページで公開しておりますので御確認ください。
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-171.html

業務報告

12月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率
甲種	1,228	447	36.4%
乙種第1類	374	254	67.9%
乙種第2類	476	319	67.0%
乙種第3類	509	353	69.4%
乙種第4類	13,282	4,349	32.7%
乙種第5類	581	325	55.9%
乙種第6類	553	366	66.2%
乙種計	15,775	5,966	37.8%
丙種	2,472	927	37.5%
合計	19,475	7,340	37.7%

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、岐阜、愛知、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、広島、香川、福岡、熊本、沖縄

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率
甲種特類	150	45	30.0%
甲種第1類	600	218	36.3%
甲種第2類	550	125	22.7%
甲種第3類	442	94	21.3%
甲種第4類	1,883	705	37.4%
甲種第5類	501	221	44.1%
甲種計	4,126	1,408	34.1%
乙種第1類	70	20	28.6%
乙種第2類	33	3	9.1%
乙種第3類	25	13	52.0%
乙種第4類	230	82	35.7%
乙種第5類	53	24	45.3%
乙種第6類	2,513	745	29.6%
乙種第7類	207	135	65.2%
乙種計	3,131	1,022	32.6%
合計	7,257	2,430	33.5%

□消防設備士試験実施支部等

福島、東京、石川、兵庫、奈良、和歌山、島根、愛媛、福岡

12月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	14,064	85,251	1,873	24,721	15,937	109,972
本籍等の書換え	117	1,326	24	247	141	1,573
写真書換え	8,053	84,778	1,008	10,443	9,061	95,221
再交付	717	7,617	68	614	785	8,231
計	22,951	178,972	2,973	36,025	25,924	214,997

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

1月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率
甲種	450	165	36.7%
乙種第1類	428	293	68.5%
乙種第2類	426	275	64.6%
乙種第3類	469	303	64.6%
乙種第4類	8,085	2,560	31.7%
乙種第5類	501	307	61.3%
乙種第6類	529	381	72.0%
乙種計	10,438	4,119	39.5%
丙種	972	502	51.6%
合計	11,860	4,786	40.4%

□危険物取扱者試験実施支部等

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、富山、石川、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、和歌山、愛媛、高知、熊本

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率
甲種特類	63	23	36.5%
甲種第1類	1,362	386	28.3%
甲種第2類	214	63	29.4%
甲種第3類	212	48	22.6%
甲種第4類	1,644	631	38.4%
甲種第5類	238	117	49.2%
甲種計	3,733	1,268	34.0%
乙種第1類	127	18	14.2%
乙種第2類	42	14	33.3%
乙種第3類	51	15	29.4%
乙種第4類	468	160	34.2%
乙種第5類	61	28	45.9%
乙種第6類	2,004	712	35.5%
乙種第7類	363	241	66.4%
乙種計	3,116	1,188	38.1%
合計	6,849	2,456	35.9%

□消防設備士試験実施支部等

山形、群馬、東京、富山、石川、長野、静岡、兵庫、香川、大分

1月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	10,303	95,554	1,406	26,127	11,709	121,681
本籍等の書換え	122	1,448	23	270	145	1,718
写真書換え	7,446	92,224	852	11,295	8,298	103,519
再交付	746	8,363	69	683	815	9,046
計	18,617	197,589	2,350	38,375	20,967	235,964

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程(願書受付が4・5月にかかる日程分を抜粋)
 ※試験日など変更になることがありますので、ホームページ等で確認して下さい。

支部等名	試験日			受付期間		甲種	乙種						丙種	受験地・ 注意事項※
	月	日	曜日	開始日	締切日		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		
北海道	5月17日	日	4月2日	4月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	函館市 外4箇所	
	5月17日	日	4月2日	4月9日		乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	小樽市 外1箇所	
	6月14日	日	4月23日	4月30日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	札幌市 外1箇所	
	6月14日	日	4月23日	4月30日		乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	倶知安町 外4箇所	
青森	6月6日	土	5月1日	5月12日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	青森市 外1箇所	
	6月13日	土	5月1日	5月12日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	弘前市	
	6月14日	日	5月1日	5月12日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	弘前市 外2箇所	
岩手	6月27日	土	5月12日	5月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	盛岡市 外2箇所	
	7月4日	土	5月12日	5月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	盛岡市 外2箇所	
	7月11日	土	5月12日	5月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	花巻市 外3箇所	
宮城	6月7日	日	4月13日	4月21日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	仙台市	
	7月5日	日	5月18日	5月26日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	石巻市	
秋田	5月17日	日	3月27日	4月10日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	秋田市 外4箇所、注意事項あり	
	7月19日	日	5月29日	6月12日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	大館市 外1箇所	
	7月20日	月・祝	5月29日	6月12日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	秋田市	
山形	5月16日	土	4月3日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	山形市	
	6月13日	土	4月17日	4月30日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	米沢市 外1箇所	
	6月20日	土	4月24日	5月7日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	山形市 外1箇所	
	7月11日	土	5月29日	6月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	山形市 外1箇所	
福島	5月29日	金	4月1日	4月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	郡山市会場、注意事項あり	
	5月30日	土	4月1日	4月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	南会津町 外1箇所、注意事項あり	
	6月6日	土	4月1日	4月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	白河市会場 外1箇所、注意事項あり	
	7月18日	土	5月20日	5月28日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	福島市会場	
	7月25日	土	5月20日	5月28日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	喜多方市	
茨城	6月6日	土	4月3日	4月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	土浦市 外2箇所	
	6月28日	日	4月10日	4月22日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	ひたちなか市 外1箇所	
栃木	6月7日	日	4月6日	4月17日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	足利市 外5箇所	
	6月13日	土	4月27日	5月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	前橋市、注意事項あり	
群馬	6月28日	日	4月27日	5月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	太田市、注意事項あり	
	7月5日	日	4月27日	5月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	高崎市、注意事項あり	
埼玉	5月30日	土	4月17日	4月27日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	深谷市埼玉大、注意事項あり	
	6月20日	土	4月6日	4月20日					乙4				木更津市	
千葉	6月20日	土	4月6日	4月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	館山市	
	6月21日	日	4月6日	4月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	勝浦市 外1箇所	
	6月28日	日	4月6日	4月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	千葉市	
	5月23日	土	4月2日	4月10日					乙4					
中央試験センター(東京)	5月24日	日	4月2日	4月10日		乙1	乙2	乙3		乙5	乙6	丙種		
	5月30日	土	4月6日	4月17日					乙4					
	6月7日	日	4月13日	4月24日					乙4					
	6月20日	土	5月7日	5月15日		乙1	乙2	乙3		乙5	乙6	丙種		
	6月21日	日	5月7日	5月15日					乙4					
	6月28日	日	5月7日	5月15日					乙4					
	7月4日	土	5月11日	5月22日					乙4					
	7月5日	日	5月11日	5月22日	甲種									
	7月11日	土	5月18日	5月29日					乙4					
	7月20日	月・祝	5月25日	6月5日					乙4					
神奈川	6月14日	日	4月24日	5月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	専修大学、注意事項あり	
新潟	6月14日	日	4月22日	5月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	新潟市 外4箇所	
	6月6日	土	4月20日	4月28日	甲種	乙1	乙2	乙3		乙5	乙6	丙種	富山市	
富山	6月7日	日	4月20日	4月28日					乙4				富山市、注意事項あり	
	6月21日	日	4月20日	4月28日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	高岡市、注意事項あり	
	6月28日	日	4月20日	4月28日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	魚津市、注意事項あり	
石川	5月24日	日	4月13日	4月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	金沢市	
	6月20日	土	5月7日	5月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	金沢市	
福井	6月28日	日	5月7日	5月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	七尾市	
	6月21日	日	4月16日	4月23日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	福井市 外1箇所、注意事項あり	
山梨	6月28日	日	5月7日	5月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	甲府市	
	7月4日	土	5月7日	5月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	都留市	
長野	6月7日	日	4月6日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	長野市	
	6月14日	日	4月6日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	松本市	
	6月21日	日	4月6日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	上田市	
	6月28日	日	4月6日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	伊那市	
岐阜	6月14日	日	4月16日	4月24日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	飛騨高山	
	6月21日	日	4月16日	4月24日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	岐阜大学	
	6月28日	日	5月7日	5月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	ソフトピア	
静岡	7月5日	日	5月7日	5月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	多治見工、注意事項あり	
	6月7日	日	4月6日	4月13日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	伊東市 外7箇所	
愛知	6月21日	日	5月15日	5月25日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	豊橋市	
	7月5日	日	5月15日	5月25日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	豊橋市	
	7月12日	日	5月15日	5月25日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	名古屋市	
三重	6月6日	土	4月6日	4月16日					乙4				四日市市 外3箇所	
	6月6日	土	4月6日	4月16日					乙4				鈴鹿市	
	6月7日	日	4月6日	4月16日					乙4				四日市市 外1箇所	
	6月7日	日	4月6日	4月16日					乙4				鈴鹿市 外1箇所	
	6月7日	日	4月6日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6		伊勢市	
	6月13日	土	4月6日	4月16日					乙4				四日市市	
	6月13日	土	4月6日	4月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	津市	
滋賀	6月13日	土	4月6日	4月16日					乙4				尾鷲市 外2箇所	
	5月30日	土	4月3日	4月10日					乙4				大津市、注意事項あり	
	5月31日	日	4月3日	4月10日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	大津市	
	6月1日	月	4月3日	4月10日					乙4				大津市、注意事項あり	
	6月2日	火	4月3日	4月10日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	大津市	
	6月3日	水	4月3日	4月10日					乙4				大津市、注意事項あり	
	7月30日	木	5月29日	6月5日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種	大津市	
	7月31日	金	5月29日	6月5日					乙4				大津市、注意事項あり	
8月1日	土	5月29日	6月5日					乙4				大津市、注意事項あり		

滋賀	8月2日	日	5月29日	6月5日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	大津市
	8月3日	月	5月29日	6月5日					Z4				大津市, 注意事項あり
京都	5月31日	日	4月8日	4月15日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	舞鶴市, 注意事項あり
	6月7日	日	4月8日	4月15日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	京都市, 注意事項あり
大阪	6月7日	日	4月16日	4月23日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	大阪大学
兵庫	6月7日	日	4月16日	4月23日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	神戸 外5箇所
奈良	5月17日	日	4月2日	4月9日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	奈良県天理市
和歌山	6月7日	日	4月13日	4月20日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	和歌山市 外2箇所
鳥取	6月14日	日	4月22日	5月1日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	鳥取市 外1箇所
島根	6月7日	日	4月3日	4月17日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	出雲市 外2箇所, 注意事項あり
	6月14日	日	4月3日	4月17日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	松江市 外2箇所, 注意事項あり
岡山	6月21日	日	4月13日	4月23日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	岡工(高校生 外3箇所, 注意事項あり)
	6月21日	日	4月13日	4月23日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	岡山大学, 注意事項あり
広島	6月14日	日	4月21日	4月28日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	広島市
	6月21日	日	4月30日	5月13日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	福山市
	6月21日	日	4月30日	5月13日		Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	三次市
	7月5日	日	5月19日	5月26日		Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	呉市 外1箇所
山口	6月20日	土	4月9日	4月22日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	下関市 外2箇所
	6月20日	土	4月9日	4月22日					Z4				下松市 外1箇所
	6月20日	土	4月9日	4月22日					Z4			丙種	長門市
	6月21日	日	4月9日	4月22日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	山口市 外2箇所
	6月21日	日	4月9日	4月22日					Z4				萩市 外2箇所
	6月21日	日	4月9日	4月22日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6		光市
徳島	7月4日	土	5月28日	6月4日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	徳島, 注意事項あり
愛媛	6月28日	日	4月13日	4月23日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	愛媛大学 外5箇所, 注意事項あり
高知	6月21日	日	5月7日	5月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	高知市, 注意事項あり
	6月28日	日	5月7日	5月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	安芸市
佐賀	5月31日	日	4月2日	4月14日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	佐賀市
長崎	6月14日	日	4月6日	4月17日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	長崎市 外6箇所, 注意事項あり
熊本	6月7日	日	4月7日	4月14日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	熊本市 外3箇所, 注意事項あり
大分	6月21日	日	4月20日	4月30日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	別府市 外6箇所, 注意事項あり
宮崎	6月21日	日	4月3日	4月16日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	宮崎市 外5箇所, 注意事項あり
鹿児島	6月13日	土	4月13日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	鹿児島市 外5箇所, 注意事項あり
沖縄	6月7日	日	4月28日	5月7日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	西原町, 注意事項あり
	6月14日	日	5月7日	5月14日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種	名護市 外3箇所

※受験地の詳細と「注意事項あり」の表示がある場合は、当センターホームページをご参照ください。

消防設備士試験日程(願書受付が4・5月にかかる日程分を抜粋)																				
※試験日など変更になることがありますので、ホームページ等で確認して下さい。																				
支部等名	試験日			受付期間		甲種					乙種					受験地・注意事項※				
	月	日	曜日	開始日	締切日	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類		第5類	第6類	第7類	
北海道	5月17日	日	4月2日	4月9日			甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	札幌市 外5箇所	
	6月14日	日	4月23日	4月30日			甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	苫小牧市	
宮城	5月31日	日	4月13日	4月21日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	仙台市
山形	5月23日	日	4月3日	4月16日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	山形市 外1箇所
群馬	5月31日	日	4月16日	4月23日														Z6		前橋市, 注意事項あり
	5月31日	日	4月6日	4月17日								Z1	Z2	Z3		Z5				
中央試験センター(東京)	6月6日	日	4月13日	4月24日			甲特		甲2	甲3		甲5								
	6月13日	日	4月17日	4月28日				甲1												
	6月14日	日	4月17日	4月28日															Z6	
	6月27日	日	5月7日	5月15日							甲4									
	7月12日	日	5月18日	5月29日											Z4					Z7
神奈川	6月14日	日	4月24日	5月11日															Z6	専修大学, 注意事項あり
新潟	6月27日	日	5月13日	5月28日				甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	新潟市 外2箇所
石川	5月17日	日	4月1日	4月8日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	金沢市
岐阜	7月19日	日	5月28日	6月5日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	岐阜大学
愛知	5月24日	日	4月10日	4月20日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	名古屋市
滋賀	6月20日	日	4月17日	4月24日							甲4				Z4				Z7	
	6月21日	日	4月17日	4月24日				甲1	甲2	甲3						Z5	Z6			大津市, 注意事項あり
	6月22日	日	4月17日	4月24日			甲特				甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4			Z7	
	6月23日	日	4月17日	4月24日												Z5	Z6			
京都	7月12日	日	5月22日	5月29日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	舞鶴市, 注意事項あり
	7月19日	日	5月22日	5月29日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	京都市, 注意事項あり
大阪	7月26日	日	5月27日	6月3日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	大阪大学
奈良	6月21日	日	5月7日	5月14日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	奈良県天理市
鳥取	7月12日	日	5月25日	6月3日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	倉吉市
島根	7月26日	日	5月15日	5月29日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	松江市 外1箇所
徳島	5月23日	日	4月2日	4月9日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	徳島, 注意事項あり
鹿児島	7月25日	土	5月27日	6月4日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	鹿児島市 外1箇所, 注意事項あり
沖縄	6月21日	日	5月14日	5月21日			甲特	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7	西原町

※受験地の詳細と「注意事項あり」の表示がある場合は、当センターホームページをご参照ください。

Voice...

編集後記

2026 March

3月といえば1日から7日まで春季全国火災予防運動が行われます。

実施期間については、秋季が119番の日の11月9日から7日間行われるのに対して、春季は3月7日の消防記念日が最終日になるよう1週間程度前から開始されることが多いようです。

春といえば暖かくなることもあり、これに合わせて火災の発生件数も少なくなるイメージがありますが、実際はそのようなことはなく令和6年度の消防白書を見ると、4月までは年間月別平均を上回る傾向が見られるようです。

また、火災予防運動の重点推進項目として、住宅防火対策の推進、地震火災対策の推進、林野火災予防対策の推進とされているところですが。

本年も、年明け各地で住宅火災や林野火災が発生していることが報じられています。火災予防運動の効果により一件でも火災が少なくなることを毎年願っているところです。

都道府県
後援：総務省消防庁

その先の未来へ。

江村 美咲
EMURA Misaki
プロフェンシング選手

10年目の免状更新

危険物取扱者

危険物取扱者免状 見本

氏名 消防 花子
生年月日 昭和57年10月5日 本籍 東京都

種別	交付年月日	交付番号	交付知事
危険物			
乙種第1類			
乙種第2類			
乙種第3類	H27.04.01	00000	東京
乙種第4類			
乙種第5類			
高圧			

写真の書換えは
平成37年
4月1日まで
0000 0000 0000

印

消防設備士

消防設備士免状 見本

氏名 消防 花子
生年月日 昭和57年10月5日 本籍 東京都

種別	交付年月日	交付番号	交付知事
消防設備士			
乙種第1種			
乙種第2種			
乙種第3種	H27.04.01	00000	東京
乙種第4種			
乙種第5種			
高圧			

写真の書換えは
平成37年
4月1日まで
0000 0000 0000

印



免状に記されている写真の書換え期日を過ぎている方は
速やかに書換え手続きを行ってください。

消防試験研究センターだより

Voice...

vol.414 令和8年3月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9272(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

